

市長の資産等の公開に関する事務取扱要綱

第1条 この要綱は、政治倫理の確立のための新潟市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年新潟市規則第58号。以下「規則」という。）第10条第6項の規定に基づく報告書（以下「報告書」という。）の閲覧に関して、必要な事項を定めるものとする。

（閲覧の場所）

第2条 規則第10条第2項に規定する市長が指定する場所とは、新潟市役所総務部総務課内とする。

（閲覧の手続）

第3条 閲覧をしようとする者は、別記様式による閲覧申請書に住所、氏名等を記入しなければならない。

第4条 市長は、報告書の写しを交付することができる。

2 報告書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 写しに要する費用は、A3版以下1枚につき10円とし、写しの交付部数は1人につき1部とする。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月7日から施行する。

閲覧申請書（ 年度）

日 付	住 所 又は 法人名・所在地	閲 覧 者 氏 名
	住 所 法人名 所在地 	